

# 富士・東部 低濃度PCB廃棄物運搬・処分業務委託に係る

## 一般競争入札公告

山梨県富士・東部林務環境事務所が発注する「富士・東部 低濃度PCB廃棄物運搬・処分業務委託」に係る契約は、一般競争入札により行いますので、地方自治法施行令第167条の6第1項の規定により公告します。

令和8年6月25日

山梨県富士・東部林務環境事務所長 山口 義隆

### 1 一般競争入札に付する事項

#### (1) 業務内容

山梨県富士・東部林務環境事務所（山梨県都留市田原2丁目13番43号）に保管されている低濃度PCB廃棄物の積込、運搬及び処分一式。

#### (2) 業務の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

#### (3) 履行期間

契約を締結した翌日から令和9年3月15日まで

#### (4) 業務場所

山梨県富士・東部林務環境事務所 山梨県都留市田原2丁目13番43号

### 2 一般競争入札の参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 次の入札参加資格を全て満たす者であること。

① 物品等に係る競争入札に参加する者に必要な資格（令和3年山梨県告示第67号）に規定する山梨県物品等入札参加資格者名簿に登載されている者であること。

② この公告の日から開札の日までの間に山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領（平成10年4月1日）に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申し立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（更生手続開始又は再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。

(5) その他本件入札説明書に定める要件を満たすこと。

### 3 入札手続等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

郵便番号402-0054 山梨県都留市田原2丁目13番43号

山梨県富士・東部林務環境事務所 治山林道課 林道担当

電話 0554-45-7817

(2) 入札説明書の交付方法

公告日から令和8年7月8日(水)までの、山梨県の休日を定める条例(平成元年山梨県条例第6号)に定める県の休日(以下「県の休日」という。)を除く毎日、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで3の(1)の場所において交付もしくは電子メールにより交付する。

なお、入札説明書の交付を希望する場合は、事前に3の(1)の場所に電話連絡すること。

(3) 入札参加資格確認申請書の提出方法

公告日から令和8年7月8日(水)までの、県の休日を除く毎日、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで3の(1)の場所に持参もしくは郵送すること。

(4) 入札説明会の日時及び場所

入札説明会を実施しない。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

令和8年7月14日(火)午後2時00分から

山梨県都留市田原2丁目13番43号 南都留合同庁舎3F 小会議室

(6) 郵送による入札書の受領期限及び送付先

送付先 郵便番号402-0054 山梨県都留市田原2丁目13番43号

山梨県富士・東部林務環境事務所 治山林道課 林道担当

郵送の場合には令和8年7月13日(月)午後3時必着

封筒に朱書きで「富士・東部 低濃度PCB廃棄物運搬・処分業務委託 入札書在中」と記入すること。

(7) 入札方法

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(8) 入札の無効

この公告に示した一般競争入札の参加資格のない者の行った入札、入札条件に違反した者の行った入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の行った入札、その他山梨県財務規則(昭和39年山梨県規則第11号。以下「規則」という。)第129条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(9) 落札者の決定方法

規則第127条第1項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

#### 4 その他

(1) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札保証金は、規則第108条の2第2号により免除する。

(3) 契約保証金

契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第109条の2の規定に該当する者は、これを免除する。

(4) 契約書作成の要否  
要

(5) 違約金の有無  
有

(6) 前払金の有無  
無

(7) その他

落札者が契約締結までの間に、2に掲げた参加資格のうち一つでも満たさなくなった場合は契約を締結しない。この場合において、県は損害賠償の責めを負わないものとする。その他、詳細は入札説明書による。